

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花田勝重

### 東海市規則第3号

#### 東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

東海市税に関する文書の様式を定める規則（昭和59年東海市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表の20の項を次のように改める。

20	過誤納金還付・充当・委託納付通知書	法第17条から第17条の2の2まで
----	-------------------	-------------------

様式第3その1を削り、同様式その2中

「市県民税普通徴収」を「市県民税・森林環境税（普通徴収）」に、  
「市県民税特別徴収」を「市県民税・森林環境税（特別徴収）」に改め、同様式その2を同

様式その1とし、同様式その3中

「市県民税普通徴収」を「市県民税・森林環境税（普通徴収）」に、  
「市県民税特別徴収」を「市県民税・森林環境税（特別徴収）」に改め、同様式その3を同

様式その2とし、同様式その4を同様式その3とし、同様式その5を同様式その4とする。

様式第20中「過誤納金還付（充当）通知書」を「過誤納金還付・充当・委託納付通知書」に、「を還付（充当）いたします」を「の還付、充当又は委託納付をいたします」に、「充当額」を「充当又は委託納付額」に、「に充当した」を「に充当し、又は委託納付をした」に、「（充当した金額）」を「（充当又は委託納付額）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。ただし、様式第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の東海市税に関する文書の様式を定める規則様式第3その2及びその3の規定に基づき作成されている納付書の用紙は、改正後の同規則様式第3その1及びその2の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕い使用することができる。